

令和7年度第4回早島町上下水道料金等審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和8年2月9日(月)10:00～12:00
- 2 場 所 早島町庁舎3階 全員協議会室
- 3 出席者 出席委員7名
川本会長、山野副会長、近藤委員、田邊委員、坪井委員、中桐委員、山下委員
事務局4名
安原都市整備部長、田頭環境上下水道課長、平松環境上下水道課長補佐、
藤原環境上下水道課係長
- 4 傍聴者 0名
- 5 会 議 (1) 料金表の確定
(2) 料金改定時期の検討
(3) 答申(案)の作成に向けて

<意見・質疑等(要旨)>

- (1) 料金表の確定、(2) 料金改定時期の検討

(会 長)

まず、料金表の確定について、事務局の説明内容をまとめると、資料12ページの水道料金改定案は、前回の第3回審議会で承認された「改定案③」をそのまま反映したものである。改めてこちらで良いか。

(委 員)

異議なし。

(会 長)

次に、15ページの改定時期についてだが、議会での承認によるが、9月中旬の新料金適用ということなので、議会承認から新料金の適用までの期間が少し短い。

そこで、広報誌やチラシ配布などの周知活動については、議会への上程を待つのではなく、「議会に上げることを予定している」という旨で、可能な限り早期に開始すべきではないかと考える。

改定時期をいつからにするのか、議会承認が前提だが、第5期の今年の9月中旬から11月中旬の期間から新料金を適用していくという時期についてご意見あるか。また、第5期から適用するのであれば、早めに広報を開始することについてご意見はいかがか。

(委 員)

時期に異論はないが、この時期が良いと判断された理由があれば、教えていただきたい。

(事務局)

水道事業会計は受水費の高騰や企業債利息の増加などにより、非常に厳しい経営状況となっている。そのため、早期の料金改定が必要であると考えており、実施に際しては住民への分かりやすい周知に努めてまいりたいと考えている。

(会長)

特にご意見がないようなら、財政的な面から早めに改定した方が、より改善度が上がるので、第5期からということで認めていただいて良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

議会への上程が6月ということなので、議決後の広報開始では周知期間が少し短いと思われる。先ほど申し上げたように、議会に諮る予定である旨を明記した上で、本審議会の答申後、議会上程前のできるだけ早期に広報を開始することが望ましいと考えるが、ご意見はいかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

具体的な周知方法については、資料15ページに記載のとおり、広報誌やホームページなど、特定の方法に頼らず、いろいろな方法で行っていただくことが望ましいと思う。

また、ホームページやSNSを利用しない世帯への配慮として、広報誌やチラシなども積極的に活用すべきと考える。特に広報誌については、周知を徹底するため、可能であれば、複数回にわたって継続的に掲載することを要望したいと思うが、いかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、改定時期等について、次の点を審議会の方針とする。

- ・改定時期については、第5期からということで認める。
- ・広報の開始時期については、議会に諮る予定である旨を示した上で、できるだけ早く行っていただく。
- ・広報の方法については、特定の方法に頼らず、いろいろな方法で行っていただく。特にインターネットを利用しない世帯にも周知できるように、紙媒体でも積極的に周知していただき、広報誌については、可能であれば、毎回掲載して周知を徹底していただく。

(3) 答申(案)の作成に向けて

(会 長)

まず、答申(案)の内容について、資料3は、これまでの審議会の内容をまとめていただいているので、内容として、特に不十分な点等はないように思うが、不足している点や表現の修正等についてご指摘、ご質問等があればお願いしたい。

なお、本案はこれまでの審議内容をまとめたものであり、この内容で水道料金の改定が決定するわけではない。町への答申として提出した後、町議会での検討・決定をする際の資料となるものである。その際、「ここを重点的に検討してほしい」「ここは変えないでほしい」といった審議会としての希望があれば、先ほど事務局から説明があったように、「付帯意見」として添えることが可能なので、ぜひ一人ひとりにご意見をいただきたい。

(委 員)

3ページの「3. 水道料金の適正水準について」の第3段落に記載されている「資産維持率1%を総括原価に算入することが妥当であると判断した」という部分は、本答申の極めて重要な箇所である。1%とした理由として、町民の方々の負担をできるだけ小さくしつつ、財政の安定化を両立させるという観点で1%が妥当であると判断したという文言を加えていただきたい。

実際の審議では、標準的な3%や、より財政が安定する2%という意見が出た。しかし、最終的には町民の皆様への負担の増大を考慮して1%という判断に至った経緯がある。この部分を追記することで、町民の方々に寄り添った答申になると思うので検討をお願いします。

(事務局)

承知した。

(会 長)

続いて6ページの付帯意見だが、議会での審議に向け、「ここを特に強調したい」「この部分は見逃さないでほしい」「この記載は削除しないでほしい」といったご要望があれば、スクリーンの参考例も踏まえてご意見をぜひお願いしたい。

急に言われても難しいであろうから、私のほうからこれまでの審議のキーワード、キーワードをまとめさせていただく。

1ページでは、財政的な問題が述べられているが、料金回収率が100%を下回っている現状や、このままでは資金不足に陥るといった財政難に関して記載されている。これらを意識して、例えば「水道料金の改定を見送ることのないようお願いしたい」などの意見でも良いと思われる。

2ページでは、5年間という話だが、継続的な見直しが今後予定されるべきであるということなどが考えられる。

3ページの「適正水準」に関する記述には、重要な事項が含まれている。第2段落にある「能率的な経営」、第3段落の「物価高騰等の社会情勢の変化」「災害や道路

陥没等のリスクの未然防止」が、水道料金改定の非常に重要な要素だと思われる。

また、先ほど議論のあった負担軽減への配慮もあって、資産維持率1%というのが料金改定に大きく影響しており、財政健全化というのが全体的な流れである。

4ページの第2段落の「急激な負担増の緩和」「利用者間の負担格差の拡大」、第1段落の「基本料金の割合が著しく低い状況」ということで、「基本料金を上げないと固定費の回収が難しい」ということが前回の審議会の重要な話題になっていたと思われる。

まとめると、水道を利用しなくても発生する固定費が非常に高い割合を占めており、現行のままでは財政破綻を招く恐れがある。そこで、水道料金の値上げが必要だが、その際、使用量に応じて変動する収入に頼るのではなく、全利用者に等しく負担を求めるため、基本料金の引き上げによって財政の安定性を図ることが望ましい。改定にあたっては「負担軽減」への配慮や、一部の方だけへの「負担の格差」が生じないように審議してきた。

このような重要事項について、議会での検討の際に十分検討して欲しいということ等も付帯意見として述べるができる機会なので、ぜひご意見をお願いしたい。

(委員)

3ページに記載の、災害や道路陥没等のリスクのような、予想しない大きなお金が動くことになった場合、5年を待たずに見直しをすることもあるのか。

(事務局)

今は5年間の財政見通しに基づき、総括原価として必要な費用を算定して料金改定の検討を進めていただいている。

しかし、この5年間で予測不能な事態が起こる可能性も否定できない。突発的な復旧費用が発生した場合、一時的に水道料金以外の資金で対応することも考えられ、その後の財政見通しが大幅に変わる可能性もある。

そのような場合には、次回の改定を5年後まで待つのではなく、より短い範囲で料金改定をする可能性はある。

(委員)

町民、特に若い世代の視点に立てば、5年間は変わらないと言っていたのに、倉敷市のように1年ごとに上がるということになると、また上がるのかという気持ちになる。そのようなマイナスの気持ちではなく、早島町に何かあったら困るので払うという意識の方が良いと思うので、5年間は妥当というのなら5年間は変えないでいただいた方が町民も不満なく払えると思う。

(会長)

今のご意見をまとめると、想定外の災害等にも対応できる財政の安定化が図れる料金体系にしてほしいということ、もしも想定外で水道料金の改定だけで対応できないことが起きた場合には、国や県の支援を求められるように準備をしておいてほしいということ、この2つを付帯意見として載せるという形で良いか。

また、広報においても、水道料金を負担していただく皆様に、将来の災害や道路

陥没のリスクを回避するためにもこの料金改定が必要だということを伝えてほしいということを3つ目の付帯事項として良いか。

(委員)
異議なし。

(委員)
15ページに記載のとおり、令和8年度の途中から新料金に移行するが、地方創生臨時交付金を活用した減免も予定されている。利用者としては、今年度から減免されており、料金が安くて助かっているが、それに慣れてしまい、減免により安くなっている金額の差を意識しなくなっている。そのため、料金の改定による値上げと、交付金による減免終了とで、すごく高くなった感じがするのではないか。そのあたりを分かりやすくきちんと説明すれば、町民も気持ちよく賛成してくれるのではないか。

また、交付金による減免が、本年度は1期から5期まで、さらに6期も増えて、ということで、国のことなので分からないと思うが、いつどれくらいが交付金によって減免になるのかについての説明も広報等に掲載すると分かりやすいと思う。

(会長)
ご指摘のとおり、現在の減免適用中の料金と減免後の新しい料金体系とを比較すると、42.87%どころか2倍くらいのイメージになって、すごく値上げしたという感じになるかと思う。元々の減免措置のない正規の料金からこう上がるのだという説明と、今の減免中の料金が、減免終了したらこの金額になるという説明、減免が継続していたらこうなるという比較などが分かるような広報を要望するということが良いか。

また、国からの交付金により減免されていること、今後の減免の見通しをわかる範囲で広報に掲載すること、減免措置のない正規の料金から平均42.87%を上げること、減免措置が終了すると払う側にとっては余分に上がっているように感じるかもしれないということを示し、自分が納める水道料金がどうなるのかということを知りやすく広報することを希望すると付帯意見に入れるということで良いか。

(委員)
今日の選挙後が変わると思うが、その前段階として、例えば岡山市は、各世帯に5,000円支給すると新聞等で報道されている。早島町の場合、水道料金の減免に、そのお金が充てられて、各世帯への支給が配られないということにはならないか。早島町は、まだ全然広報されず、新聞等の報道も無い。

(事務局)
現在、岡山市や倉敷市が実施を予定している施策は、新聞等でも報じられているとおり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とするものである。早島町においても同じような割合で交付金が配分されると聞いている。

現在、早島町としては、町民の皆様へ広く還元できるよう、水道料金の減免やお

こめ券による消費拡大の特別枠などを含めて検討している。

今、令和8年度の予算編成を行い、この後予算要求という形で詳らかになると思うので、公表についてはもうしばらくお時間をいただきたい。

(委 員)

承知した。

(会 長)

今後の予定についても、分かる範囲でそのような説明を入れていただきたいという希望を付帯意見の一つとして入れていただく。

(委 員)

広報で見ても、自分がいくら使っているかがすぐにわからない。私も、どれに当てはまるのかがわからなかったが、検針の紙を見ながら当てはめたらわかりやすかった。検針の紙に基本料金の何円が減免されているか、金額を載せではどうか。そうすれば、この交付金がなくなったらその金額分が上がるというのが一番わかりやすい。

(会 長)

検針お知らせ票にできるだけ情報を入れてほしいということも含めて付帯意見にいられていただくことで良いか。

(事務局)

今のご指摘の件だが、国から、物価高騰対応臨時交付金という名称を書き入れるように言われており、字数制限のぎりぎりである。減免の期間についても、国の補正予算のたびに延びてきたので、期間も伝えたい思いがある。そうすると、検針票に金額を記載するのは難しい。

(会 長)

検針票に長く書いても読んでいただけない可能性があるので、検針票に載せるのが難しいものについては、ホームページ等で補足的に掲載するというのも含めて、できるだけ情報を出していただくことを希望するというのも良いか。

(委 員)

異議なし。

(委 員)

今回の料金値上げにおいて一番目につくのは、基本料金が770円から1,260円と、約500円の大幅な引き上げになることである。このことを理解いただくために、今までの総括原価の適正化を行うこと、全員で負担することの重要性について、分かりやすく説明してほしい。

(会 長)

ご指摘のとおり、基本料金の値上げが一番影響が大きいわけだが、基本料金をなぜ上げないといけないかということについては、固定費のこと、災害等のリスク対応のこと、今後の財政の安定化のために必要であることをできるだけ詳しく広報していただくということで付帯意見に入れて良いか。

(委 員)

先ほどのご意見のとおり、交付金による減免措置がなくなるときに、一気に料金が上がったような、負担が増えたということになりかねないので、変わり目のところの広報を丁寧にしていただきたい。

(会 長)

交付金等の減免措置がなくなることが決まったら、早めにお伝えしておかないとかなりショックが大きい。減免措置がなくなる場合には、早く広報してほしいということ付帯意見に入れるということでもまとめて良いか。

(委 員)

異議なし。

(委 員)

倉敷市が最近値上げした際に、事前に広報等をいろいろな形で行ったが、一定数市民から問い合わせがあったようだ。やはり物価高が深刻になっている上、今後の生活に対する不安等により、今回の値上げがどういう判断によるものかという問い合わせがほとんどであったと聞いている。

また、倉敷市でも広告やチラシを配布していたが、その内容を一部誤解して問い合わせてきた方もいるということだ。やはり、幅広い方に分かりやすく説明できる内容で広報をしていただくことが大事だと思う。

(委 員)

倉敷市で誤解があったのはどのような誤解なのか。

(事務局)

倉敷市では段階的に値上げするという形で表示していたが、1回目が10%程度、2回目が25.8%という形で書かれていたため、トータルで25.8%であるのに、紛らわしいというご意見であったとお聞きしている。

(委 員)

今回の早島町の付帯意見として、段階的な値上げのご意見は出ていないが、できるだけわかりやすく説明しても、しっかり読み込む方もいれば、ぱっと見て誤解して問い合わせてくる方もいる。そういうご意見については、市の職員が真摯に対応して、最終的には皆さん納得してくださっているということである。

なぜ料金の値上げが必要なのかという点については、昨今の災害や陥没等に関する

るニュース等で皆さんイメージしやすいので、耐震化が必要だと丁寧に説明すれば、最終的にご理解いただいているといことだ。やはり値上げの時には、丁寧な説明で周知することが大事だと思う。

(委員)

文字で読むと難しい。読み込めば分かるが、ぱっと見て分かりづらい。若い人にとっては文字が難しいと思うので、資料2の11ページの表のように、このままでは赤字になるということが視覚的に分かったほうが良い。

(会長)

広報での分かりやすい表現として、できるだけ視覚に訴えるような資料も含めてお願いしたいという形で付帯意見に入れて良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、全員の委員の方から付帯意見についてご意見いただいたので、それを全部入れていくという方向で事務局にお願いしたい。

私のほうから、付帯意見の提案として、この答申がホームページ等で公表したときに、値上げするだけなのかという話になってくる可能性もあるので、町の方には、今後も引き続き水道事業の能率的な経営を進めて費用の削減に努めていただきたいということも含めてはどうかと思うがいかがか。

(委員)

異議なし。

(会長)

あわせて、費用の削減や財政的な面での支出の削減というのは必要だが、それをやり過ぎると災害等のリスクに対応できなくなるので、極度のコスト削減等に進まないようにということも含め、追加で付帯意見につけて良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

さらに、文章の中には何回か出てきているが、特に議会の方で意識していただきたいということで、町民の負担増加の緩和を意識していただきたいということと、料金の負担が特定の層にだけ偏るというような負担格差が生じないように調整していただきたいということも付帯意見に入れて良いか。

また、繰り返し広報することを議会でもご確認いただきたいということ、インターネットを利用しない世代もいるので紙媒体での広報も積極的に行っていた

いということも入れて良いか。

今までの委員の皆さまからの意見として、スライドの参考例の最初の2つについてもそのまま入れるということで良いか。

町での審議の際には、審議会です事にしてきた、「負担増加の緩和」「財政的な安定性」を踏まえて検討いただきたいという趣旨が、先ほどの付帯意見に関するご意見を入れたら伝わると思う。

今皆さま方から出していただいた付帯意見について、事務局の方で表現を考えていただいてまとめさせていただきたい。

多くが広報に関するご意見なので、広報に力を入れてお願いしたいということになると思うが、できるだけ出していただいたご意見を忠実に表現して付帯意見に入れていただくということでまとめさせていただいて良いか。

(委員)

異議なし。

(会長)

資料3については、事務局の作業中、表現を変えたほうが良いということが生じる可能性もあるので、内容の趣旨を変えない表現の変更については、私と事務局におまかせいただくということで良いか。

(委員)

異議なし。